

【松本満茂の編集コラム】

IDI 歯科学会好評博す ～開業医の視点を評価～



9月30日午後にショッキングなニュースが飛び込んできました。

「東京地検特捜部が政治資金規正法違反容疑で、高木 幹正（日歯会長）、村田 嘉信（前理事長）、堤 直文（前々日歯連盟会長）の3名を逮捕した」というものです。4月末の東京地検特捜部の強制捜査から丸5か月後の結果です。極めて残念というしかありませんが、歯科のイメージダウンは必至で、日々臨床に努めている歯科医師ほか関係者は「言葉も出ない」のが実情だと思います。この事件については、10月22日に開催される臨時代議員会をはじめ様々な場所で議論されることと思いますが、歯科界全体で真剣に受け止める必要があると思われる。

さて、9月6日（日）に「2015年IDI歯科学会」が盛況裡に開催されました。

厚生労働省医政局歯科保健課から来賓として激励の挨拶をいただく中、今回は例年にも増して、日本全国から多数のIDI会員にご参加いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

「患者等の迷惑行為への対応」、「ヘルスプロモーションとしての歯周治療」、「口腔ケア」、「院内感染防止対策」、「歯科訪問診療」など、開業医の視点に立って、現在直面している問題や今後の歯科医療のニーズを見据えた内容であったと高評価をいただきました。今後もさらに企画内容の充実を図ってまいります。最近では特に、認知症への対応が急務として、その具体的な政策についてマスコミで取り上げられることが多くなっています。厚労省は1月に「認知症施策推進総合戦略」（認知症国家戦略・新オレンジプラン）を公表していますが、そこには「歯科医師と薬剤師の認知症対応力を向上させる」と明記されていますし、日本老年歯科医学会でも、「認知症患者への対応および歯科治療の在り方」を発表するなど歯科界の動きもにわかには活発化しているところです。IDIでは以前から講習会等を通じ、歯科医療の立場から認知症減少への取組みを啓蒙、推進してきました。今後も歯科が担うべき政策に迅速、適切に応じていく必要があります。認知症の知識を習得し、その予防についてアドバイスできるような歯科医療従事者を育成していきたいと考えています。来年の2016年IDI歯科学会（2016年9月11日）では、認知症研究・臨床の第一人者である朝田 隆先生（東京医科歯科大学医学部特任教授・筑波大学名誉教授）を招聘し、歯科医療従事者のみならず、介護従事者、一般に開かれた講演を予定しています。認知症予防を通じて、歯科と介護、一般との接点を広げ、歯科の重要性と存在感を示していきたいと考えています。IDI会員の皆様は今から参加の予定をしてみてください。

最後に、歯科界では日歯、日歯連盟だけでなく日学歯でも、「文科省が保健研究大会の主催を取り下げた」ということで会長の責任問題が出てきています。IDIでは、これらを他山の石として、歯科医療の発展に資するべく会務運営をしてまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

● 歯科界に激震 高木日歯会長、村田日歯連盟前理事長、堤前々日歯連盟会長の3名逮捕

日歯連盟の収支報告を巡る迂回献金疑惑を理由に、4月30日、東京地検特捜部による日歯連盟事務所ほか強制捜査が行なわれ約5ヶ月が経過し、新しい展開の兆しが出てきたとされ、10月に何らかの動きがあるとされていた矢先の9月30日、東京地検特捜部は、政治資金規正法違反容疑、高木幹正・日歯会長、村田嘉信・前理事長、堤直文・前々日歯連盟会長の3名が逮捕された。

国会が閉会して明らかに変わり、マスコミ報道が続き関係者からも、特捜部が近いうち動くのではないと指摘されていた。9月28日、司法クラブ記者(全国紙)は「高木会長までいくには、結構ハードルが高い気がする。やはり佐々木善三・顧問弁護士の“こんものかな、という感じでもない”という発言が波紋を呼び、29日には、同クラブ記者も「最近報道された記事も驚くことともなく、みんな知っていることに過ぎない。もうネタが尽きている感じ。議員の事情聴取が行われ一機に行くのか。確かに“大山鳴動して鼠一匹”かもしれない」など見通しを立てていた。

なお、逮捕容疑は、高木、村田両容疑者は共謀し、2013年参院選の際、日歯連が組織候補として擁立した石井みどり参院議員(自民・比例代表)の関連政治団体「石井みどり中央後援会」に対して同年1月と3月に2回、日歯連から政治団体間の年間寄付上限額(5000万円)を超過した計9500万円を寄付。さらに、うち5000万円については同年1月23日に西村正美参院議員(民主・比例代表)の関連政治団体「西村まさみ中央後援会」に寄付し、石井後援会に同日、同額を寄付した。これが「迂回寄付」に当たり、政治資金収支報告書に虚偽の記載をしたとしている。

また、堤、村田の両容疑者は2010年参院選の際、実際は西村後援会へ日歯連から計1億円の寄付をしたのに、うち5000万円については同年3月30日に政治団体「民主党参議院比例区第80支部」に一度寄付した後、約2カ月後に西村後援会へ同額を寄付し直し、同同様に虚偽記載をしたとしている。2010年の上限金額の超過違反については時効が成立していた。3団体の事務所はいずれも東京都千代田区の「歯科医師会館」に置かれ、代表者は高木容疑者が務めていた。事務担当者と電話番号も3団体で同一だった。一部指摘があった、公職選挙法違反については、今後の捜査次第によるとされる。

今回の逮捕劇は、歯科界にまさに激震が走った。30日早朝から、村田前理事長自宅前、日歯会館前に報道陣が詰め掛け、新しい事態の進展を匂わせていた。逮捕劇が始まると、一斉にテレビ・ネットで関連ニュースが流れ、正午のニュースではトップ扱いであった。

高木会長の日歯会長に就いたことのも異論・疑問が出されていたが、規約に沿って決定したもので、そこには瑕疵はなく批判される理由はないとしていた。前日歯連盟会長時代の事案であり、法的にはともかく社会的・道義的には責任があるのではないかとする声は会長就任以後にも続いていた。会長不在になった日歯、事件の当該組織の日歯連盟、機関決定した来夏の参院議員選挙などの厳しい対応を迫られることになった。しかしその各執行部もスタートして間もなく、各部署の連携・運営もこれからという時期であることも懸念される材料でもある。

● 参院厚労委員会：西村参院議員“指導医療官の質”“地域医療連携推進法人”など質問

西村まさみ・参院議員が、9月15日、厚労委員会で、“地域医療連携推進法人”“指導医療官の質”などを質問した。今回の改正医療法が目玉である地域医療連携推進法人については、社会保障審議会医療部会で議論していたが改めて課題を質した形になった。以下に要旨を紹介する。

まず、“地域医療連携推進法人”について、西村議員は、「第9回医療法人の事業展開に関する検討会」に提出された資料に、歯科・歯科医師の文言がないことを指摘。二川一男・医政局長(10月1日付事務次官)は「当初、歯科が明示されてなかったことは、事実としてあったかと思いますが、今後そのよう

なことがないようにしたい。医療、歯科、薬、介護、全体につきまして十分かどうか配慮しながら資料等につきまして作成していかなくてはならないと考えているところです」と答弁を引き出し改めて確認した。今回の改正医療法（第7次）のポイントを問うと、二川局長は「二つあります。地域医療連携推進法人制度の創設、医療法人についての会計基準、会部監査等の導入になります」とし新法人創設と医療法人の透明性の確保するための具体的な施策講じたことを挙げた。

これに対して、西村議員は「グループ病院内での紹介、安心ができる、重複検査の回避、カルテのラインにのり、患者がグループ内の病院に行け良い医療が受けられる等の説明があったが、グループ外との格差になるのではないかと懸念を指摘すると、「地域医療連携推進法人への参加は、法律上では任意。グループ外の医療機関も地域医療を担うのであり、その点を踏まえて法人の運営が必要で、地域医療連携推進法人内に、地域医療推進評議会を設置することになっており、そこに、地域の患者さん、関係団体等の人には必ず入ってもらうことになっている、法人の役員、理事には地域の関係者を一人以上は入ることを義務化している。一部の者だけが利益を図るような運営がされないようチェック機能を法人内部に導入している」と懸念されることへの対応は図られており同時に地域の意見が反映できる制度になっていると説明した。

続いて、「本法人の業務として、病床数の融通、医師、看護師等の共同研修、医療機器の共同利用とありますが、資金の貸付・出資ができるのが、医療の非営利性からしてわかりにくいにですが」と平成25年の医療機関債発行等ガイドライン改訂により医療法人間の資金貸付が可能になっていることを踏まえ質問した。

塩崎恭久・厚労大臣は「法人が定める医療連携推進方針に沿ってのことで、地域医療構想の実現をするためのもので、その整合性を取れた事業展開を各医療機関がしていくための必要な資金に貸付ができるというものです」とした。これに対して「参画する新法人に貸付ができるということで、実質的に利益配分になる恐れがあるのではないかと指摘すると、二川局長は、「資金の貸付が可能であり、譲渡や贈与はできません。貸付ということで、反対債権が残ることになります。しかしながら、実質的に利益配分の禁止、脱法行為が絶対には限りませんので、一般法人と同様に利益配分禁止、実質的にそのようなものになるものは禁止と法律上明記しています」とした。

なお、瀬古口精良・日歯常務理事は、この地域医療連携推進法人については、「この政策に大きな期待を寄せたい。口腔ケアの重要性や医科歯科連携の必要性が指摘されている一方で、総合病院などで歯科の閉科が続く傾向であることは事実。歯科への理解が不十分だと思われるのでいい機会になる。より良質な地域包括ケアを提供するにあたり、歯科が他職種と連携していくことPRできるチャンスでもあるので、大事にしていきたい」と“歯科”の機能を知られさせる意味もあるとの理解を示していた。

一方、“指導医療官の質”については、西村議員は、「技官の質の確保は25年日本歯科医師会からも要望書で示した通りだが、直近5年の内容についてお答えできる範囲でお知らせ下さい」と質すと、唐澤剛・保険局長は「原則として、国試合格後5年後以上維持の者を採用しています。さらに病院又は診療所におきまして原則5年以上の臨床経験を有する者、こういう臨床経験も採用の要件としています。本省での研修は、全国の指導医療官を集めて具体的な事例を基にしたケーススタディを行うなど、指導監査の情報共有や意見交換、留意事項を徹底しているところです」とした。

さらに西村議員は「患者さんには、それぞれ病名がついているものですが、症状や経緯が違うのです。そこで、定期研修は、今の臨床に合った状況に沿うべきで、20年前、30年前と当然違うでしょうし、医療機器の発達もありますので、このへんを研修内容に盛り込むべきです。それぞれの都道府県とか様々なところで、事例に応じたものをきちっと研修していただくことをお願いしたい」と時代に即した

内容を要望した。その他の問答も行なわれたが最後に、唐澤局長は「指導医療官も一生懸命働いていることは事実です。その上で、最新の医療の動向、こうしたものをご指摘のように研修に反映させてまいりたいと思います。もう一つ大きな政策の方向でやはり口腔機能だとか地域包括ケアであるとか、医科歯科連携というものも大変重要であり、研修の講義に盛り込みたい」と今後を見据えた答弁をした。

● 日歯連盟迂回献金：新たな展開を含めこの時期のマスコミ報道の背景と裏事情

日歯連盟の収支報告を巡る迂回献金疑惑を理由に、4月30日、東京地検特捜部による日歯連盟事務所ほかに強制捜査が行なわれ約5ヶ月が経過。政治団体「日本歯科医師連盟」を巡る政治資金規正法違反事件に関連した報道が、ここにきて朝日新聞（9月25日、同26日）、毎日新聞（9月27日）が報道した。記事内容は、特別に新しい事実が指摘されたわけでないが、一面に掲載されたことで、歯科のイメージダウンなどのその影響を心配する。記事は、「資金の流れ4億円」の事実と“公職選挙法違反”の説明。

毎日新聞の記事によれば、関係者の証言や内部資料によると、「日歯連は13年1月31日、東京・日比谷公会堂で各都道府県・郡市区の歯科医師連盟代表者ら計約750人を集めた連絡会議を開いて石井氏の支援体制を確認した。会議で日歯連幹部は、会員1人につき5人を目標として4月までに支援者名簿を集め、選挙期間中に電話で投票を依頼する“電話作戦”に利用すると説明。全国で会員約5万人の10倍以上の約55万7000人分の名簿が集まり、石井氏は7月の参院選で約29万4000票を獲得して再選された」と投票依頼が行なわれたことで、公示（告示）前には禁止されている、事前活動にあたり公職選挙法違反となとしている。日歯はこの件については、「後援会活動で事前運動に当たらない」と説明しているという。なお、石井後援会は3月にも日歯連から4500万円の寄付を受けている。1月分と合わせると計9500万円になり、政治団体間の寄付の年間上限（5000万円）を超える疑いがある。2013年のその他の収入は50程度しかなかった。

一方、朝日新聞の要旨記事は、資金移動を説明しており、結果として日歯連が石井みどり議員に援に支出した総額は約4億円にのぼるとしており、東京地検特捜部は、約4億円のうち「石井みどり中央後援会」に渡った資金の一部に政治資金規正法違反の疑いがあるとみて関係先を4月以降に捜索し、詰めの捜査をしているとみられる。日歯連側は「内部の団体での資金移動で、問題はない」と説明している。

今回の一連の記事について、「また記事に書かれたね。患者さんは何も言わないが、こういうのが辛いです。でも、歯科医師のイメージはズタズタですね。もちろん、私の前では、同情していますが、本当はどう思っているのですか」（元福島県歯科医師会役員）、「終結はどうか知らないが、ここまでくれば解体に近いくらい連盟を徹底的改革すべき。“10年ほど前にもあったよね”と患者さんに言われましたよ」（元東京都歯科医師会役員）、「まだ、出てくるのですかね。新聞社はネタを小出しにしてくるのは意図的ですかね、ボディブローのように効いてくるよ」（元日歯連盟役員）など話をしてきた。

いよいよ大詰めなのか余談は許されないが、国会が9月27日に閉会したことも一つとされるが「国会議員ほか議員関係者への事情聴取、事務所への捜査がこのシルバーウィーク中、あるいは今週中に動きがある新しい動きが始まった」と司法クラブ関係者は指摘する。

マスコミ報道が続いたことについては、前記のように国会が閉会したことは間違いない。開会中に、国会議員への事情聴取は、国会審議への影響等を考慮すると慎重になるとされている。逮捕するには、国会への許諾請求という手続きが必要だが、事情聴取であれば、法的には可能であるが“しない”のが常識のようだ。新しい局面を迎えたのは事実のようだが、地検特捜部はいつ判断するのか関心があるが、“まだまだ”という意見もある。

記事掲載は、編集部として、記事をいつまでも抱えているにはいかなくなった、つまりXデーが迫っているとの見方が働いているともいえる。事前活動を公示前からしていたのではないか、金品を運動員に配布したのではないか、として公職選挙法違反に抵触するのではないかと指摘があるが、一般に業界団体の選挙活動では、事前活動と後援会活動との線引きは難しい。それらを含め特捜部内部で慎重な議論を進めている模様。こうした背景からして、今回の記事内容からは、編集部がまだ確信をもっての書いた記事ではなく、事実の説明に止まっているようだ。ただし、捜査当局、マスコミ等から全く動きを感じることはなかったが、国会閉会をもって変わってきたのは事実のようで、関係者は目を話せない日々がまだ続くようだ。

● 日歯学会主催の集い：強固接着・容易除去の“スマートセメント”の開発ほかに注目

9月19日、日本歯科医学会が主催する「歯科医学を中心とした総合的な研究を推進する集い」が歯科医師会館で開催された。ここでの発表は、将来を見据えた斬新的な研究を報告し、他の分野との連携を模索する機会という位置づけでもある。特に最近では臨床応用への期待が高まっている中で、注目されたものとして「強固に接着し容易に除去できる歯科用スマートセメントの開発」梶本昇氏（徳島大学大学院医歯薬学研究部）、「CAD/CAM 技術を利用した部分床義歯製作の可能性」高橋利士氏（阪大大学院歯学研究科）があった。

梶本氏の研究は、開業医が臨床上で抱える課題の一つにコアの除去に目をつけた。時として時間を要し予定された治療時間に影響を与えたり、あるいは歯質の削合・歯根破折を生じるケースがある。まさに強固に接着しているが故の症例である。そこで、通常の使用時は長時間、強固な接着力を維持し、必要な場合には接着力を大きく低下させて、弱い力で除去可能な歯科用セメントが求められてくる。これらの要件を満たす“スマートセメント”の開発を目指す中で、通電により接着力を大きく低下させるもので、独自試作をしたものである。

梶本氏は「従来のセメントにイオン溶液を添加することで得ているが、このイオン液体は生体への応用が始まったばかりで、指摘を受ける毒性は、まだ未知の部分が多い。ポイントとなる接着性低下のトリガーとなる通電の方法も今後の研究対象になってくる。コアのみだけでなくプロビジョナルレストレーションも対象になる」と臨床応答への可能性を指摘しつつ、「この分野は未知のことが多いのも事実。通電に関しては、対象物、その方法等々、クリアしなくてはならない要件があるが、それが解決した際には、臨床に大きな貢献になる」とし共同・連携できる研究室を求めている。会場からは「交流にて通電しているが、直流ではどうなのか」との質問には、「やはり、直流ですと熱放射の問題でくることが分かっているので、現在のところ、交流にて研究を続けている」とした。そのため、これらに精通する化学分野や工学分野との連携が必要不可欠といえる。

もう一つ「CAD/CAM 技術を利用した部分床義歯製作の可能性」は、既に臨床で応答されているCAD/CAMの全部床に対しての部分床版である。平成26年度診療報酬改定により、先進医療において臨床が行われていた「歯科用CAD/CAMシステムを用いた歯冠補綴（全部被覆冠による歯冠補綴が必要な重度齲蝕小臼歯に係るものに限る。）」が、保険適用されるようになってきている。しかし、部分床義歯へのCAD/CAM運用は全部床に対して実用化が送れていることは事実。その理由については「一つに装置に様々な材料が組み込まれた複合材料であるのが部分床義歯であること」としている。

こうした課題をクリアすべく、「患者の口腔内の形態の取り込みから義歯の設計・製作までのすべての過程をコンピュータ上でいっしょに患者に負担を軽減するオーダーメイド治療を目指す」としている。また、金属フレームワークなど単一材料では既に製法が報告されているが、金属やレジン等の様々な材料が

複合している部分床義歯全体を CAD/CAM による製作の報告は現時点ではないとされている。臨床応用ができる利点として「患者および歯科技工士の負担軽減、部分床義歯完成までの期間短縮、術者の経験や技術の差による影響の少なくなる」としたが、さらに強調したのは、「データが保存されており、先の東大震災被災の際の義歯紛失や再製の際に、以前の方法と比較すれば容易に精度の高い義歯が製作できる。また、データが残ることで、経年的変化を集約できること」とした。

紹介した二つの研究は、まだ課題が多くの実用化に時間が必要とされるものだが、その可能性を追求した研究であり歯科界として大きな期待が寄せられるものといえる。

● 日歯連盟臨時評議員会：特捜部捜査状況に言及 佐々木弁護士「1ヶ月か間もなく」

4月30日に地検特捜部の強制捜査を受けてから5か月になろうとしているが、依然として捜査状況の展望は不明なままで、日歯連盟としても来夏の参院議員選挙は自粛し静観が続いている。そうした中、日歯連盟臨時評議員会が9月18日、日歯会館で開催されたが、日歯連盟嘱託弁護士の佐々木善三氏は、現在の捜査状況について、「捜査状況は誰にわかりませんが、まあ、1ヶ月か間もなくというか。もちろん間もなくにも幅があるので、どの程度なのか。また、捜査も、“なんかそんなものか”という感じかもしれない。基本的には、3つの組織の収支報告の調査なので2週間程度でできるもの。どうしてこんなにかかるのか、何か事情があるのだと思うが」と個人的な意見と前置きしながら淡々と現状認識を示した。

評議員会の冒頭、挨拶に立った、高橋英登・会長は「何回も申し上げていることですが、この度の地検特捜部から強制捜査を受けたことは事実であり、このことについて、ご心配をかけたことに深くお詫びする次第であります」とした上で、「現在は、他団体との接触を禁じられており、状況は知るよしもないのが事実です。ただただ、事態の推移を見守るしかないので、この点もご理解いただきたいと思っています。連盟としては、違法性はまったく認識していないということは当初からの立場です。そこで、“日歯連盟再生12の提言(下記参照)”を出させていただきました。これを基に一つ一つ改革に取り組んでいきたい」と改めて現状認識と改革意欲を示した。

来賓挨拶として高木幹正・日歯会長は「安法案が成立し、安部政権は経済成長政策に重点を置くようですが、その一方で、懸念されるのが社会保障政策において支出抑制が打ち出されていること。この中でこれが歯科医療政策にどうかかってくるのか注視していく必要がある。ただし、“口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進”“歯科の特性の強化、歯科連携の推進”が掲げられていることは、明るいことだと理解している。歯科政策実施に向けて、今まで以上に高橋連盟会長と連携・協力していきたい」と日歯連盟との関係強化を強調した。

国会報告では、西村まさみ参院議員が急遽駆けつけ、「国会の状況から、禁足令が出ているのですが、本会休憩中に抜け出してきました。時間にも限りがあるので、資料にまとめました。来年7月まで、連盟代表の政治家として全力で取り組んでいきたいと思えます」と必死に評議員への理解を訴えた。厚労委員会での質疑要旨をA4にまとめ、配布資料としたが、内容は、「医療法の一部改正案の附帯決議に“歯科医師”を記載」「“指導”問題は、技官の質の担保と中断の再開状況を公開すべきとし、指導大綱の見直しを再び要望」「個別的集団指導の在り方について具体的に追及」などであった。

続いて、一般会務報告(家田隆弘・理事長)、会計現況報告(久保田智也・副理事長)が行なわれ、また、提案された議案すべて可決・承認された。

今回は事前質問として5問が出されたが、特に地域医療介護総合基金の活用について、「具体的な内容として、医療従事者への配分は少なく、事業区分間の調整も不透明。歯科の立場からすれば懸念される

ところ。その対応のためにも、早期の情報提供をお願いしたい」との質問には、国会からかけつけた島村大・参院議員が説明した。「基金の配分が決められたが、その活用は、基本的には、都道府県に委ねられている。それは、都道府県計画・市町村計画に基づいて行なわれる仕組みになっており、政府が介入云々はないことになっている、当然ながら医療計画・介護事業支援計画等に関係する医療関係者がどこで関与していくのか。都道府県の地域特性もあり何を事業とするのかは、地域で議論されるもの。この点を理解してほしい」と説明した。

一方、評議員からは「再生提言にある、“事務職員の帰属意識向上及びスキルアップ研修の実施”はいいことです。今までの経緯を知らないスタッフということでは困るので、スタッフの育成に期待したいが」「2005年に連盟改革案が出された、政権党との関係の在り方を示していたが、現在はどうなったのか」「次期参院議員選挙への対応はどうか。日歯の組織力からすれば半年でも十分戦えると思うが」などの質問が出た。

これに対して執行部は、「現在、連盟スタッフは、日歯から送り込まれており、日歯連盟独自で採用はしていない。一人採用でも経費の問題も浮上してくる。こうした事情を踏まえて一步でも進めていきたい」「我々の政策を実現させるには、やはり政権党を支援するのが妥当・当然だと思う。野党は相手にしないということではなく、現に野党の西村まさみ議員の活躍も評価しているところでもある。政権党の中心としての関係の構築を目指すことになる」「現在選挙活動は、特捜部捜査中ということもあり自粛していますが、いつでも始動できるように万全な準備はしています。機関決定をしていますから、まさに連盟が問われる戦いになります。これこそ会員の理解と協力が必要なこと」とした。

【日歯連盟再生 12 の提言】①今回の捜査の徹底的な原因究明と検証及びコンプライアンス、②「連盟」の存在意義の再検証と会員への連盟活動の必要性の周知、③「連盟」の会員のための組織であることを周知徹底と入会促進、組織増強推進、④透明でわかりやすい会計システムの構築、⑤活動費交付増額による各都道府県歯科医師連盟活動への支援強化、⑥参議院組織代表議員との徹底した連携強化、⑦次世代を担う人材育成システムの構築、⑧国民歯科医療に理解のある議員の拡充連携強化、⑨唯一会員と接点である日歯連盟広報の紙面一新、⑩事務職員の帰属意識向上及びスキルアップ研修の施、⑪中長期的な歯科のあり方と連携としての立場の研究、⑫参議院組織代表選挙等を行なっている他組織の研究。

【日歯連盟役員名簿】会長：高橋英登、副会長：藤原元幸、右田信行、加藤木健、理事長：家田隆弘、副理事長：鴨田博司、久保田智也、常任理事：立花司、甲野峰基、比企利枝子、藤田日生、氏家照幸、三好篤信、中村文昭、理事：飼馬直樹。芦田欣一、竹之下伸一、樋口壽一郎、山下智、小西尚、小島健、常任監事：中村昌人、監事：滝澤隆、川野敏樹。

● 保団連・住江憲勇会長名で声明を発表：安保法案－参議院本会議強行採決に抗議

注目の安全保障関連法は、9月19日未明の参議院本会議で採決が行われ、自民・公明両党と次世代の党などの賛成多数で可決され成立。全国保険医団体連合会は住江憲勇会長名で安保法案強行採決に抗議する声明を発表した。内容は以下の通り。

本日未明、参議院本会議において与党議員らの賛成により安保法案の採決が強行されたことに強く抗議するとともに同法の安保特別委員会採決無効と同法撤回を求める。安保法案は、国民の大半が「十分に説明していない」、「今国会での成立に反対」としている。衆参委員会審議を通じて、安保法案の「違憲性」が明白となり、ホルムズ海峡の機雷掃海など安保法案の立法根拠とした事実を首相自らが撤回した。

衆参委員会審議を通じて、審議が200回以上中断、委員会が出された疑問や法解釈について首相や閣

僚らはまともに答弁しておらず、審議し尽くされたことは到底言えるものではない。立憲主義否定の「違憲」立法により、災害救助で活躍した自衛隊が、海外での米軍の軍事活動に協力する軍隊に変質すること、平和外交ではなく、軍事力による力の外交が台頭すること、それらにより諸外国との軍事的緊張関係が一層高まり、自衛隊員や国民の命が危険にさらされることを強く懸念する。

法案審議を通じて、安保法案が日米新ガイドラインの具体化としての立法であり、自衛隊が米軍の「下請け」となること、後方支援と称して兵站活動を行い、駆けつけ警護などの名目で戦闘地域で武器の使用（武力行使）を行うこと、つまり、海外で武力行使を行うことが立法の目的であることが明らかとなった。

2004年のイラク戦争時に武器弾薬の運搬を民間航空会社に全面依存してきたことも暴露された。安保法制により米軍が必要とあらば、海外での軍事行動に自衛隊だけではなく、民間専門業者も活用していくことが想定され強く懸念する。

改正武力攻撃事態法では、集団的自衛権が行使される「存立危機事態」に対処するため、日赤、国立病院機構等の指定公共機関は、米軍や自衛隊に対し、医薬品や医療行為等の物品役務の提供が義務化される。米軍や自衛隊が必要とあらば、指定公共機関を大きく拡大し、民間医療機関に同法が適用させられること、つまり、命を奪う戦争に加担・協力させられることを強く懸念する。

民意と大義は国民の側にこそある。我々は、強行採決されたこの日を忘れず決してあきらめない。私たち医師・歯科医師は、再び戦争の惨禍と731部隊のような医学犯罪の蛮行の歴史を繰り返さないことを誓った。安保廃案を求める多くの市民らが自発的に行動し、自分の言葉で語り、平穏な生活を破壊させない行動、自由と民主主義を取り戻す行動に立ち上がっている。選挙で民意を示し、違憲立法を廃案とするうねりは決して押しとどめることはできない。

● 保団連記者会見：安保廃案を求める医師・歯科医師の活動報告 & 医療従事者等が意見

全国保険医団体連合会による記者会見（司会：杉山正隆・歯科医師）として、安保廃案を求める医師・歯科医師の活動報告が9月17日、衆院第一会館大会議室で行なわれた。まず、「違憲立法と批判が絶えない安保関連法案への抗議の声は止まず、“守りたいのはいのちです”と保団連が呼びかけた、医師・歯科医師アピールには4348人を超える医師・歯科医師から賛同とともに熱い思いがこもったメッセージが寄せられた。いのちの尊さ、重要性を知る医師だからこそ、多くの患者・国民とともに、“守りたいのはいのちです”の立場から多くの医療者と活動を繰り広げてきた」と開催趣旨を説明した。

飯田哲夫氏（保団連・医師）から、「戦後70年一医師・歯科医師の反戦平和への決意」「安保法案に反対の活動報告」「安保関連法案と医療者の戦争協力」などの説明がされた上で、「我々が主張したいのは、法律で米軍や自衛隊の戦争遂行のためにあらゆる措置が医療者に求められることになる。具遺体的には、井医薬品の提供、救護班の設置、病床の提供と医療行為となる。日常診療・医療が妨げられる」と訴えた。

また、逸見公雄・全国自治体病院協議会会長（ビデオメッセージ）、香山リカ・立教大学教授（精神科医）、足立了平・神戸常盤大学短期学部口腔保健学科教授（歯科医師）、長尾詩子氏（弁護士）、山本結・筑波大学医学群3年、中野千香子・日本医療労働組合連合会中央執行委員長（看護師）、伊藤真美氏（医師）からコメントが続いた。

香山教授は、「私が言うと、医者なのに政治的発言をしていかなものか、などと批判・メールがきますが、政治的発言というのではなく、“いのちの守る医師”としてのものです。これは医師・歯科医師は本音だと思うのです」と医師・歯科医師の使命感による気持ちを述べていた。また、足立教授も、阪神

大震災の経験が大きなポイントになったとし「それまでは、自衛隊に対して違和感をもっていましたが、震災時の自衛隊員の懸命な活動に感動し、見方が変わり、自衛隊の存在を受け入れるようになった。その自衛隊員が戦争に関わる可能性が高くなる法案に反対。“いのちは守るもの”は当然のこと」とし過去の経験を照らし合わせて強調した。

一方、女性の立場からも長尾氏は、安保関連法案に反対する医療介護福祉関係者の会メンバーであり、既に全国 50 ヶ所に広がっていることを紹介しながら「母親としての立場から、看過できない状況に怒りを覚えています。同時に、やはりどう見ても“憲法違反”です。某記者が、“弁護士会として反対には疑問があるがどうか”との質問を受けたが、弁護士として“人権の立場から反対なのです”と明快に回答したことに共感。まさにそれなのです」と法律家としての一面をのぞかしていた。

山本氏は「医学生として特別な政治的な思惑はありませんが、どうしてこのような法案が出てくるのか理解できません。政治はどこを見て行なわれているのか疑問です。でも医師には、医療行為ができるという武器があります。これを使えるよう頑張っていきたい」と学生らしい発言をしていた。

田村貴昭・衆員議員（共産党）、島津幸広・衆員議員（共産党）、梅村さえこ・衆員議員（共産党）、小池晃・参員議員（共産党）、小西洋之・参員議員（民主党）、松木けんこう・衆員議員（維新の党）、牧山ひろえ・参員議員（民主党）、務台俊介・衆員議員（自民党）、小西洋之・参員議員（民主党）の党派を超えて寄せられた国会議員からのメッセージも紹介された。

● 日学歯臨時総会：“文科省主催降りる”責任として辞任促すも 清水会長進退明言せず

“文科省主催降りる”の責任を巡って清水恵太・日本学校歯科医会会長の出处進退に及ぶ発言があるのかどうか注目された第 88 回日学歯臨時総会が 9 月 16 日、アルカディア市ヶ谷で開催された。総会は、山口勝広代表委員（青森県）、長尾博道代表委員（大分県）をそれぞれ議長・副議長に選出し、会務現況報告、会計報告、新役員（下記参照）が紹介された。続いて、清水・日学歯会長が挨拶に立ち「先生方が関心のある、主催を降りた文科省につきましては、理解いただけるように経緯等を資料として事前配布させていただきました。文科省への対応として関係者へのヒアリング等をまとめ報告しています。現在、すべきことは、まずは、10 月に長野県で開催される全国学校歯科保健研究大会を無事に終え、決算報告も適切に行い、改善したところを文科省等に示していくことだと思っています」と述べ日学歯の姿勢を見せることが重要という認識を示した。文科省が主催を降りた件については、報告事項の一つとして予定された「全国大会における主催文科省の件」の中で説明。「今後の大会運営と決算及び監査について」の内容を一部資料として配布資料で示した。内容要旨は以下の通り。

「第 79 回大会、並びに今後の大会運営について、現時点としては、以下の 4 点を実施して参ります。①日歯としては、大会運営費として一昨年まで主管県に“渡し切り”という感覚で大会費用の支出しており、一方主管県もある種“請負”という感覚で運営をしてきた、というところから今般のような問題点が発生しやすかったということもあり、79 回大会、または今後の大会については、運営と会計を切り離す、即ち運営については、主管県、会計については、日学歯と役割分担を分けるようにしたいと考えております。主管県に予算額をこれだけでやってくれと丸投げをするのではなく、かかった費用について日学歯に請求をしていただき、逐次相互確認を行いながら会計処理を行なってまいりたいと存じます。また、仮に剰余金が発生した場合、日学歯が主体となって決算を行なうことで帳尻合わせも無くなり、公正な会計処理を行うことができると考えます。②主管県から運営についてかかった費用を日学歯に請求していただく、ということですが、これにつきましては、いくらでよいということではなく、日学歯の予算内を目安に運営、請求をしていただき、極力予算を超過することのないよう相互努力をしてまいります。

③79回大会及び今後の大会の決算に関する監査には、日学歯監事、大会実行委員会監事に加え、もし可能であれば主管県歯の県・市の教育委員会にも参画をいただきたいと考えております。④事業母体の日学歯の役職員の執行体制につきましては、前期並びに今期執行部として抜本的な改革を行っており、この大会運営を始め日学歯のすべての事業運営について、会長を始めとする三役・常務が交代でほぼ毎日事務所で執務しており、職員の意識改革も進み全てが円滑に進むように現に自覚を持った執行をしているところであります」。

さらに、資料とは別に清水会長自身からも文科省とのやりとりのニュアンス等を代表委員に説明した。「剰余金の扱いについて日学歯に相談すると“返さなくていい”と事務局長（退職）から言われそれに従ったことで、日学歯会長役員（当時）が承知していないことは、その後で知った。文科省との話としては、前執行部に起きた出来事だが、現在の日学歯執行部が調査などして組織の改善等に努めてほしい、このようなニュアンスと受けて留めている」とした上で、「文科省の和田勝行・学校健康教育課長の表現では、今回は云々、という感じであり、また改善が見られれば云々という感じではあり、執行部としては、何とか長野大会をしっかりと成功に導くことが第一と考えている」と要旨釈明した。

しかし、代表会員からは、「文科省の指示通り報告した云々ではなく、剰余金の問題が発生した時、清水会長は主管県の会長だったのです。この問題に対してどのような認識だったのかが問題なのです。会長としての姿勢・気概が感じられない」「どのような責任を感じているのか、今後の対応をどうするのか、ここままいくのか会員は不安」「“文科省が主催を降りる”ことはあってはならないことが起きたのです。危機感が足りない」「もう、会長を辞任して新たなスタートをすることが一番。会長が伝統ある日学歯の足を引っ張っているのです」「文科省が降りたまま、来年、再来年までいった最悪です他人事のように聞こえる」「既に認めている二重帳簿を作ったこと自体が問題であり責任論が出てきて当然で決断したいかがですか」「こういう事態を招いた時には、トップが辞任するものです。他の世界では当然のことなので、よく考えていただきたい」と相次ぐ批判・辞任を促す発言が続いた。最後には、清水会長の地元・愛媛県歯科医師会からも「清水会長からは、当時の大会実行委員会の責任転嫁にも聞こえる発言がありましたが、知っているのは、当時の清水会長と井出正洋専務の二人です。敢えていえば、愛媛県歯科医師会としては、迷惑をしています」と冷静な発言ながら憤慨する意見が出される場面もあった。

こうした意見が出された中でも、清水会長は「ご指摘は受けてしますが、日学歯として改善したことを示すことが最重要課題なのです。そのために全力で努めていきたい」と繰り返すのみで、最後まで自身の進退には言及しなかった。川本強専務理事、井出監事も意見を求められ、それぞれ「来年は東京開催です。このままでは大会開催などできない」「清水会長が説明・発言した通りです」と発言をしていた。

「第75回全国学校歯科保健研究大会」（愛媛県）での剰余金688万円の処理を巡る問題が表面化し、波紋は第79回全国学校歯科保健研究大会の文科省が主催を降りるという前代未聞の事態までに及ぶ異例の事態となっている。当時、主管県歯であった愛媛県歯科医師会会長を務めていたのが清水恵太・日本学校歯科医会会長。大会の運営には、事業主体の日本学校歯科医会から約2500万円、愛媛県から200万円、市教委から100万円それぞれ補助金を受けていた。文部省から改善報告書を求められて報告したものの、その内容から不十分で看過できないと総合判断し主催を降りたとされている。

【日学歯役員名簿（敬称略）】会長：清水恵太、副会長：斉藤愛夫、油井孝、専務理事：川本強、常務理事：杉原瑛治、斎藤秀子、前田隆秀、大藪武男、田幡純、土屋松美、今井健二、長沼善美、理事：渡辺幸男、阿部直樹、橋本雅範、野村圭介、柘植紳平、澤田章司、三善潤、佐々木貴浩、土田雅久、渋谷昌史、監事：高瀬厚太郎、松浦康文、井出正洋。

● 自民党総裁選を終え内閣改造に焦点：ポスト厚労大臣に加藤内閣副官房長官ほか浮上

安保法案の今週中にも採決を目指し緊張が走る永田町。注目された自民党総裁選は9月8日、無投票で安部晋三総裁の再選が決まった。マスコミ的には一部、無投票当選の是非論があったが淡々と日程が過ぎて行った。与党内では、既に水面下でその後に予定されている内閣改造に関心が移っている。特にサプライズ人事があるのかどうかを含め、加藤内閣官房副長官の去就に注目。特に厚労大臣候補にクローズアップされてきているという情報も流れている。

政治家の間でも注目・評価されているのが加藤内閣官房副長官であり、その理由が確実に力をつけていることに起因しているようだ。「地元岡山県では、自民党県連会長を務め、公務多忙の中でも、岡山に帰る際は、地元関係団体が揃い歓迎する」と岡山県・商工会議所役員は述べている。そのほか倉敷市出身の生命保険営業マンは、「実家に帰るとわかりますが、選挙区は違いますが、確実に実力をつけているのは事実です。一時期は片山虎之助先生でしたが、立場が逆転しました」と語る。さらに岡山県歯科医師会役員も「もちろん加藤先生には、力をつけてほしいですし、医療行政にも精通しているので、支援重点候補の一人です。すでに万全な態勢で対応を凶っています」とその存在感を認めている。元来、逢沢一郎、山下貴司、平沼赳夫、橋本岳とすべて衆院小選挙区自民党独占の地区であり、その中でのトップに位置している。

そもそも、安部・加藤の2人の関係は、加藤は、加藤六月元自民党政調会長の女婿。六月は安倍首相の父、晋太郎の「最側近」として、故三塚博元蔵相、塩川正十郎元財務相、森喜朗元首相とともに「安倍派四天王」と称された。安倍首相にしてみれば、勝信との関係は、父と六月との関係にも重なってくる。さらに六月の妻で、加藤の義母にあたる睦子夫人は、晋太郎の妻で安倍の母親の洋子夫人と極めて親しく、その仲のよさは、政界・永田町では有名な話。「山中湖畔にある別荘地には、安倍、加藤両家の別荘が歩いて行ける距離にあり、毎年、家族ぐるみのつきあいをしている」と某議員ベテラン秘書は指摘する。「安部首相が最も信頼している側近。その理由が“口が堅い”ことのようなのだ。

安部側近と称される、菅、世耕、衛藤、加藤の政治家が安倍政権の命運を握る。内閣改造では、塩崎恭久・厚労大臣が留任の可能性もあるが、仮に退く状況になった場合には、加藤官房副長官が候補の一番手と取り沙汰されている。意外な人物として、菅原一秀・衆員議員の名前も出ている。社会保障政策には経済財政の視点が求められてくるので、その分野の政策が要となると、人物の選択は狭まれ、本来は経済産業の専門であるが、自民党厚生労働部会長代理、衆院厚労委員、厚労政務官を務めるなど医療行政にも精通しており、しかも自民党中堅議員と地位を築いていることも大きい。なお、加藤官房副長官の都立大泉高校時代の同級生・柴崎幹男・都議会議員は、菅原衆院議員の選挙区（東京9区・練馬区ほか）から選出。

● 社保審保医療保険会：次期診療報酬改定の基本方針を検討 4つの視点を提示

厚生労働省は9月11日、社会保障審議会医療保険部会を開催し、今後の議論の方向性などの基本的な問題点を提示した。事務局から、次期診療報酬改定の基本方針を示しながら、「医療機能の文化・連携の推進」「患者にわかりやすく、QOLを高める医療」「充実が求められる領域の評価」「効率化できる領域の適正化」の4つの視点からの改定推移を説明した。座長の遠藤久夫・学習院大学経済学部教授は、「新しく委員になった人もいますので、各委員の意見、人によっては、特別に意見が言いたいこともあるようです。部会としても多くの人の意見を聞いていきたい」とした。次期改定に向けての基本的視点と具体的な方向性について、歯科に関連しては「口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進」と明記されその重要性を指摘していた。参考となるものとして、

平成 26 年度診療報酬改定における歯科の概要が示されたが、その内容は以下の通り。

○『在宅歯科医療の充実等』＝◆在宅療養患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所の評価、◆在宅歯科医療における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価、◆歯科訪問診療 2 の見直し及び歯科訪問診療 3 の新設等ほか。

○『周術期口腔機能管理の充実等』＝◆周術期口腔機能管理が必要な患者における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価、◆周術期口腔機能管理を実施した患者に対する手術料の加算の新設等、周術期口腔機能管理の充実。

○『正常な口腔機能の獲得・成長を促すための対応（小児期）』＝◆小児保険装置の評価、小児義歯の適応拡大、口腔機能の維持・向上を図るためにおける対応（成人期）、◆舌接触補助床等の訓練の評価及び有床義歯の継続的管理の見直し、◆歯周治療用装置の要件の見直しほか。

○『歯の喪失リスク増加』＝◆歯周病安定期治療の評価体系等の見直し、◆フッ化物局所応用に関する評価の見直し、◆口腔機能の維持・向上、回復に資する技術の評価の見直し

○『新規医療技術の保険導入』＝◆歯科矯正用アンカースクリューを用いた歯科矯正治療の評価、◆局部義歯に係るコンビネーション鉤の評価、◆顎関節治療用装置装着患者に対する訓練等の評価ほか歯科医療サービスの提供体制の変化と今後の展望として、「歯の形態回復に加え、口腔機能の維持・回復の視点を含めた地域包括ケア（地域完結型医療）における歯科医療提供体制の構築をめざしていく」としている。

○『先進医療の保険導入等』＝◆歯科用 C A D / C A M 装置を用いて製作された歯冠補綴物の評価、◆歯科 C T 撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術の評価。

○『患者の視点に立った歯科医療』＝◆初再診時における歯科外来診療環境体制加算の見直し。

以上のことを踏まえて、さらに経済財政運営と改革の基本方針 2015、日本再興戦略改訂 2015、規制改革実施計画で掲げられた事項を明示。今後の議論の資料とした。

こうした項目を議論したことを踏まえて、来年度の診療報酬改定に結びつけていくが、医療費抑制の動きは変わらない中で、メリハリのついた有効な医療政策を厚労省は検討している。同時、財務省の牽制もあり難しい議論は必須でその行方が注目される。

【社会保障審議会医療保険部会委員】 部会長＝遠藤久夫・学習院大学経済学部教授、部会長代理＝岩村正彦・東大大学院法学研究科教授、遠藤秀樹・日歯常務理事、岡崎誠也・高知市長、川尻禮郎・全国老人クラブ連合会会長、菊池令子・日本看護協会副会長、小林剛・全国健康保険協会理事長、柴田雅人・国民健康保険中央会理事長、白川修三・健康保険組合副会長、菅原琢磨・法大経済学部教授、高橋睦子・連合副事務局長、武久洋三・日本慢性期医療協会会長、樋口恵子・N P O 法人高齢社会をよくする女性の会理事長、福田富一・全国知事会社会保障常任委員会委員長（栃木県知事）、藤井隆太・日本商工会議所社会保障専門委員会委員、堀真奈美・東海大学教養学部教授、松原謙二・日本医師会副会長、望月篤・日経連社会保障委員会医療改革部会長、森昌平・日本薬剤師会副会長、横尾俊彦・佐賀県多久市長、和田仁孝・早稲田大学法学学術院教授、渡邊廣吉・全国町村会行政委員会委員（新潟県聖籠町長）。

● 西村参院議員 厚労委員会で質疑：“指導”“衛生士・技工士配置”“推進室充実化”ほか

来夏に改選期を迎えている西村まさみ・参院議員が 9 月 10 日の厚労委員会で歯科関連の質問をした。野党の立場であるが、長年歯科が抱えている重要な課題を改めて問いただした。“指導”“衛生士・技工士配置”“推進室充実化”“平成 28 年度歯科保健関係予算”“A E D の活用”“口腔外バキューム”“口腔機能の維持向上”など臨床上でも懸念している問題を取り上げた。“A E D の活用”については、随分時間を費や

し、議員の思いを感じほど時間をさくなどしていたが、主な質疑のやりとり以下の通り。

まず、西村議員が、AED 普及啓発に対して本当に大丈夫なのか懸念することがあるとして、政府に疑問を提示し確認した二川一男・医政局長が「日本救急医療財団が作成したマップの活用、設置橋著までの誘導地図の製作を、地方自治体を通じて実施したり、講習会の費用補助などしているところ」と回答したのに対して、「それでは積極的対応とはいえないと思います。政府がAEDの設置基準を明確にしていけないと、地域格差を生じてしまうと思うのです。厚労省として設置義務づけている施設があるのか、それに対して基準があるのかどうか」とさら質問をつづけたが、「義務はありませんし、設置基準もありません」という回答。具体的に設置されているAEDの台数を聞くと、「設置場所は、日本救急医療財団に登録するようお願いしているところで、現在は25万台。販売の累計台数が63万台。この差を埋める努力をしているのか」などいくつかの観点から問いただした。最後の方では、厚労の職員のAEDの講習会の受講人数を聞くと「平成26年度は、148人です。これは、厚労省の全体の職員数からすれば少ないのではないかと。歯科医療機関の約八千弱には設置されています。これを有効活用してどうですか。歯科内部でも登録するようにしていきたいが、厚労省としても有効に使用できるようにしてほしい」と指摘した。

続いて、今まで何人も議員から指摘してきた、一律に高点数にだけ着目した集団的個別指導の不公平感を指摘した。唐澤剛保険局長は「現在の選定方法が最適だと思っていない。改善にあたり医療関係者団体、保険者などとの十分な意見交換をしていきたい。現在、局内でこの問題についてきちっと検討する体制を作り始めている」と答弁。

さらに、指導の中断にも言及。「共産党小池委員と東京保険医協会が長期の中断をやめること、中断する場合は、再開のめどを保険医に伝えることを要望。厚労省から厚生局を是正指導個別したと。しかし、中断されている人がいるが、本当に指導は再開されたのか」と問うと、唐澤保険局長「中断は、速やかに再開できるようにしていくのが私どもの考え方です。厚生局に改めて早期に再開するよう指示させていただきたい」と現状報告した。

続いて、時間は短く残念であったが、歯科医療を提供に欠かせない歯科技工士、歯科衛生士の問題にも触れた。「歯科技工士学校に女性が多くなってきている。同時に歯科技工士の離職率は非常に高いという現状がある。来年の診療報酬改定には、歯科技工士または歯科衛生士を含めた医療関連職種の適正配置、適正な評価、質の確保ができるような対策を講じることをお願いしたい」と改めて要望した。歯科医師の存在を示す形にもなった。

歯科口腔保健推進室について、その機能の拡充をすべきとして質疑。二川一男医政局長から「平成23年に歯科口腔保健推進室が設置されましたが、専任の室員は配置されず、歯科保健課長補佐が室長を兼務、室員すべてが兼務という状態。本年度中に、訓令に基づく訓令室として発展的に改組する予定になっている。歯科口腔保健の推進の司令塔的な役割が必要であろうとして、省令室という形で組織要求しているところで、予算とこの体制で歯科口腔保健の充実を図っていきたい」とし当局としても努力・理解していることの理解を求めていた。

6年間の任期を得ている参院議員であるが、西村参院議員は、政権与党を支持するという日歯連盟の基本姿勢を受け、民主党公認の候補として日歯支援という形で参院議員に当選。その間には、様々な出来事があったが、特に民主党から自民党に政権交代が起こり、その立場も微妙になり政治活動も慎重にならざるを得なかったことは事実。しかし、与党でも野党でも、国会議員として、国家・国民のために活動していくことは当然のことである。そうした中で、歯科医師の視点から社会保障政策・医療政策は一貫して問題点を指摘してきたという自負を持ちながら、今日まできた西村議員。次期参院選挙には、

日歯連盟の推薦候補者が決定しているが、活動自粛が続いている。来年選挙前までは、西村議員としては、任期最後の最善の活動を示す機会とも言え、同時に貴重な時間であることは間違いない。

● 日歯臨時代議員会：議長・副議長を選出 高木会長“大久保前会長に感謝状”の場面も

日本歯科医師会は9月10日、臨時定時代議員会を開催し、議長・副議長を選出した。高木執行部になり初めての代議員会であること、日歯連盟の迂回献金疑惑を巡る東京地検特捜部の捜査中ということで、一部一般マスコミも傍聴に来るなど注目される中での代議員会であった。今回の代議員の議題は、主に新しく議長・副議長を選出すること、裁定委員会の欠員に伴う委員指名の補充人事であった。議事日程を一部変更して最初に、島田篤氏（埼玉県歯科医師会）、豊嶋健治氏（香川県）を新しく議長、副議長に選出して進められた。

まず、高木幹正・日歯会長が挨拶に立ち、「執行部が厳しい状況からのスタートになったことをお詫びしたい。しかし世の中は動いていますので、日歯として次年度あるいは新たな政策課題実現に向けて対応していかなくてはなりません。改めて会員の理解と協力をお願いしたい」と述べ、時々刻々変わる事態に対応していくとした姿勢を明確に打ち出した。日歯総研の再構築、参与会議などの新設を提示し、短・中・長期的展望に立った政策を検討・実行を同時併行でしていくとした。

来賓として、西村まさみ参院議員、高橋英登日歯連盟会長が、それぞれ「本日も午前中、厚労委員会で、指導監査の問題、歯科口腔保健推室の機能拡充かさらなるポスト昇格（局長あうりは審議官）など質問をさせていただいたところです。歯科の課題に懸命に取り組んでいることをご理解できるようお願い致します」「冒頭、まず会員にご迷惑・心配をかけお詫び申し上げます。会員・国民のためにあるのが公益社団であり、その事業・施策遂行をサポートするためにあるのが連盟。このような自覚の下で、謙虚に透明性を確保して再スタートしたところです。今後とも宜しくお願いします」と挨拶した。なお、他の歯系議員は国会開会中を理由に欠席した。

恒例の新執行部が誕生した際、前代議員会議長・副議長（代表として前議長）、前執行部役員（代表として前会長）に対して感謝状を贈呈するが、図らずも今回は、色々取り沙汰されている関係のまさに渦中の人である高木会長から大久保満男前会長に感謝状と記念品を送が贈られた。感謝状・記念品を受けた大久保前会長は「有り難く感謝申し上げます。さきほど事務局から『自宅にお送りしますか』と聞かれたので、『自分で持ち帰ります』と返事しました。部屋に飾り感慨に浸ることと思います」と謝辞すると、高木会長と並んで写真に納まったが、会場内は微妙な雰囲気にも包まれた場面もあった。なお、同様に感謝状と記念品は前議長の杉山義祥氏にも送られた。

続いて、各委員会報告が行なわれ、一般会務（平成27年4月9日から9月3日）、社会保険、地域保健をそれぞれ担当者が報告した。時局対策では、各代議員から「日歯総研に期待するが、あの給与では研究員の意欲が出ないので、予算面を検討してほしい」「日歯はゼロ税率を主張するようだが、他の医療団体とはスタンスが違う面もあるが、何とか頑張ってもらいたい」「日歯総研は日医総研と比較して貧弱。再構築する日歯総研には連盟から予算を出してほしい」「日本病院会からの歯科衛生実地指導料を診療報酬に要望しているが、きちっと対応してほしい」「敢えて言いづらいことだが、当然ながら執行部の立場もあるが、日歯連盟が特捜部の強制捜査を受けた事実に対して、日歯代議員会として声明は出さないか」「議事日程は2時から4時というのは無理があるのでは。なぜ時間を切ってしまうのか、今後検討してほしい」などの要望・意見が出された。

その中でも、「病院での歯科衛生実地指導料算定要望」に対して、「承知をしている。厚労省に問い合わせたが、基本的には法改正がなければ無理なことで、病院で歯科医師を確保するか、地元歯科医師会

と連携・相談していただくことになる。しかし、今後のこともあり日本病院会との連絡は十分図っていききたい」と回答した。なお、通常、新執行部役員と日歯代議員との懇親会は中止になった。役員披露パーティも自粛したことと同様な理由によるものと思われる。

【高木執行部】会長：高木幹正、副会長：山科透（地域保健・広報・災害時対策）、渡邊正臣（社会保険・器材薬剤・情報管理）、柴田勝（学術・医療管理・厚生会員・未入会対策）、専務理事：浅野正樹（総括）、常務理事：小枝義典（総務）、寺尾隆治（会計）、今里憲弘（厚生会員）、中田裕之（広報）、深井獲博（地域保健・産業保健）、瀬古口精良（医療管理・税務）、小林慶太（学術・生涯研修・国際渉外）、遠藤秀樹（社会保険）、小泉政幸（器材薬剤・情報管理）、理事：西脇孝彦（総務）、池村雄介（会計）、竹内千恵（厚生会員）、中西康裕（広報）、細谷仁憲・佐藤修斎（地域保健・産業保健）、片山繁樹（医療管理・税務）、山崎安仁（学術・生涯研修・国際渉外）、末瀬裕一（社会保険）、重城正敏（器材薬剤・情報管理）。

● サンスタープレスセミナー：「がん医療現場の医科歯科連携“最新事情”」テーマに

第8回サンスタープレスセミナーが9月9日、帝国ホテルで開催された。今回は、「がん医療現場の医科歯科連携“最新事情”」と題して、がん治療における口腔ケアの重要性に焦点を当て、がん患者の口腔トラブルがQOL（生活の質）を低下させるだけでなく、生命の危機にも関わること、また、医療連携にまつわる社会環境の変化と求められる医科・歯科連携の現状と課題、事例を紹介した。以下、百合草健圭志・静岡がんセンター歯科口腔外科部長（北大歯学部卒）、坪佐恭宏・同センター食道外科部長（滋賀医科大学医学部卒）、江口徹・サンスター(株)静岡研究所長の3名の講師が報告した。

特に、全国でも初めてがん治療の中に口腔ケアを組み込み、がん患者の口腔トラブルサポート体制の確立に尽力されている、百合草部長は、故大田洋二郎同センター元部長の尽力により新しい歯科医療を継承している中で、現状と今後の課題を報告した。

“がん”について「日本では、現在2人に1人がなる病気、それは、治療（命）が最優先でそれ以外は後回しであった」と捉え方を示した。また、行政の動きとして「WHOの国家的がん対策プログラム、がん対策基本法。がん対策推進基本法など随時施行し、政府として取り組む姿勢を示した」と述べ時代の趨勢が追って説明した。

がんに対しては2つの治療があるとして「“がんを治す治療”と“患者さんを支える治療＝口腔ケア”があるのです。従来はここまでの理解・捉え方はありませんでした」とした上で、「近年の学会等の論文発表から支持療法が生命（予後）を延ばすことが示されてきた」と新しい展開になってきたとした。最後にこれからの課題として、「病院歯科の不足」「地域連携の不足」を挙げたが、まとめとして「歯科のない病院、地域連携の活用、高齢者の合併症対策に対する歯科支持療法のために医科歯科連携が活用された時に、真の普及といえる」と強調した。

続く、坪佐部長も医科の立場から、様々な臨床例を示しながら、最近の事例をまとめ、「術前に口腔ケア介入をすることで、口腔衛生状態は改善傾向を示した、口腔衛生状態の改善は、肺炎の発症を低下させる因子になり得る」として、口腔ケアの介入の有効性を認めて、術後の肺炎予防のためには「術前からの栄養状態の改善、術前からの口腔ケアの実施が必要」と改めて周術期の口腔ケアの必要性・重要性を指摘した。

最後は、江口研究所長から、静岡がんセンターで展開されている臨床をサポートするサンスター商品、サンスターとしての基本姿勢を解説し「弊社はオーラルケアを口腔内に留まらず全身との関わりの中で捉え、全身疾患との関連性の解明や対策、それらの普及を目指した研究・商品開発に取り組んでいます」

とした。具体的には手術直前までのセルフケア、口腔ケアの具体例を示しながら、殺菌剤入りペーストジェル、殺菌剤入りデンタルリンス、コンパクトヘッド歯ブラシ、デンタルフロス、シングルタフトブラシ、バトラススポンジブラシなどの商品を紹介した。

● 日学歯“剰余金問題”の波紋：“文科省主催を辞退”“日学歯事務局長辞表”など

6月に開催された日本学校歯科医会（日学歯）社員総会で、清水恵太氏の会長ほか理事が決定し新しくスタートしたが、2011年に開催された、愛媛県歯科医師会長として清水に日学歯会長が関係する「第75回全国学校歯科保健研究大会」での剰余金の対応を巡る問題が表面化したもので、その波紋は全国学校歯科保健研究大会の文科省の主催辞退までに及び異例の事態となっている。なお、“剰余金問題”の要旨内容は以下の通り。

愛媛県歯科医師会は、2011年10月に松山市で開催した「第75回全国学校歯科保健研究大会」で、約688万円の剰余金が生じていたにもかかわらず、収支同額として決算書を作成、さらに「その他」の収入を未計上にするなどして改ざんしていたことを明らかにした。

約688万円の剰余金が生じていたにもかかわらず、収支同額としていた。大会の運営には、事業主体の日本学校歯科医会から約2500万円、県教委から200万円、市教委から100万円、それぞれ補助金を受けていた。文部省から改善報告書を求められていたが、提出期限に日学歯から提出されなかったこと、またその内容がその責任転嫁していることに、文科省としての判断のポイントになったとされる。

こうした状況を踏まえ、従来日学歯と同様に主催者として名前を連ねていた文部科学省が10月の第79回全国学校歯科保健研究大会を辞退。関係者の間で衝撃が走ったままになっている。現在でも清水執行部は、従来通り会務運営を続けており、執行部内からの意見も特別にない状態が続いているようだ。今後どのように展開していくのか注目されている。

一方で、前事務局長が不祥事を受けて退職した後、日歯から契約で日学歯事務局に就いていたベテラン職員も先月末で退任。第79回全国学校歯科保健研究大会を主催する長野県歯科医師会ほか関係諸団体も、「ここに至っては、どうしようもない。日学歯、日本学校保健会ほかの主催の下で予定された企画事業を淡々とこなすだけ」「長野県歯は大変で、気の毒ですね。このような事態になるは残念です」と話す。各地で活動している“子どもの歯を守る会”の一部の地区からも「少しずつ活動への影響が始めている。事態が收拾し、落ち着いた状況を望んでいる」と困惑気味に述べている。

10月29日（木）・30日（金）に開催を目前に控えている第79回全国学校歯科保健研究大会は、メインテーマ「『生きる力』をはぐくむ歯・口の健康づくりの展開を目指して」のもと、「生涯を通じて自らの健康を保持増進するための学校歯科保健のあり方」をサブテーマとして、シンポジウムならびに保育所（園）・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援教育の5つの領域で研究協議を行い、学校歯科保健のさらなる向上を図っていくとしている。文科省が主催を辞退した中で、一般社団法人日本学校歯科医会・公益財団法人日本学校保健会、一般社団法人長野県歯科医師会・長野県・長野県教育委員会・長野市・長野市教育委員会によって開かれる。

【平成27・28年度役員名簿】会長：清水恵太、副会長：斉藤愛夫、由井孝、専務理事：川本強、杉原瑛治、斉藤秀子、前田秀隆、大藪武男、田幡純、土屋松美、今井健二、長沼善美、渡辺幸雄、阿部直樹、橋本雅範、野村圭介、柘植紳平、三善潤、佐々木貴博、土田雅久、渋谷昌史、監事：高瀬厚太郎、松浦康文、井出正洋。

● 費用対効果議論の中間報告：“アプレイザル（総合的評価）”について意見続く

現在、厚労省で中医協費用対効果評価専門部会が行われているが、具体的には、費用対効果評価専門組織（仮称）を新設し、試行的導入するなどが行われている。その中で、特に、“アプレイザル”という言葉の概念・捉え方について懸念する意見が出されている。一般的には、総合的評価と捉えられている言葉だが、議論は始まったところであり、今後の課題と指摘された。「アプレイザル」は総合的評価と理解されるようですが、総合的とは何を指して言うのか、不透明な点がある。今までの評価と何が違うのか、整理しないと混乱するのではないか」「費用対効果評価専門組織（仮称）を新設するようだが、構成員はどのような基準で選任するか。これも重要なこと」などと指摘があったが、今回は、中間報告ということで、論議のやりとりは一部に止まった。ポイントを以下に整理して報告する。

○個別の医薬品・医療機器についてアプレイザルを実施するため、費用対効果評価専門組織（仮称）を新設する。アプレイザルは、分析結果の妥当性を科学的な観点から検証することに加え、分析結果に基づき倫理的、社会的影響等に関する観点から総合的な評価を行うこと等を役割とする。○費用対効果評価専門組織（仮称）の構成員については、医療関係者だけでなく、保険者、患者関係者及び医療経済学者等が考えられるが、今後、さらに検討を進めていくこととする。○アプレイザルの結果、対象患者や使用方法をより詳細にするなど、さらに別の観点からの分析についても検討を行う必要があると判断された場合は、その理由とともに再度分析を実施する。○アプレイザルの際に、生産性損失等を含めた分析結果が必要とされた場合等には、費用の範囲を見直した分析を追加的に求めることとする。

なお、生産性損失については、以下のような意見があった。「生産性損失はその範囲の定め方の幅が広く、定め方により分析結果が大きく変わり得ることから、生産性損失によって全体の評価がゆがまないよう、生産性損失の範囲等をあらかじめガイドラインで明確化しておくことなどが考えられる」「生産性損失を減らすことが有用性の主たる部分である場合など、生産性損失を費用に含めた分析をあわせて実施することで、より適切な評価を行える場合がある」。

分析結果に基づき倫理的、社会的影響等に関する観点から総合的な評価を行うに当たって考慮すべき要素については、「イギリスやスウェーデン、オーストラリアといった諸外国における取組を参考にしながら、本邦における在り方についてさらに検討することとする」としている。

その試行的導入の在り方についても、「試行的導入に当たって考慮すべき事項」として、現行の医薬品・医療機器の保険収載の方法を踏まえながら、以下のような事項に留意して検討する必要があることを確認している。

①データ提出には企業側の準備期間が必要であり、加えて、提出されたデータを公的な専門体制により再分析する期間及びアプレイザルを実施する期間も確保が必要である。特に、新規保険収載時においては、現行の保険収載の方法を踏まえると、時間的制約があること。②保険収載された後、長期間を経た医薬品・医療機器について費用対効果評価を行う場合、例えば医療機器の種類によっては改善・改良のサイクルが早いという指摘もあり、既に臨床現場で主として使用されていない製品が対象になってしまう可能性が考えられること。

「試行的導入の在り方について」は、○収載後一定期間後（例えば、保険収載後1回目から数回目の改定時）においては、費用対効果の評価結果に基づく再算定を行うこととする。再算定の具体的な方法については、さらに検討を深めることとする。○新規収載時においては、薬事承認申請時に提出するデータ等に基づき、できるだけガイドラインに沿った分析を実施するなど、可能な範囲での取組を求めることとする。その際にどのような取組が可能か、さらに具体的に検討を深めることとする。○分析結果を解釈するに当たって、費用対効果が良い又は悪いと判断する目安（増分費用効果比に関する閾値）につ

いては、これまでの議論を踏まえ、本邦での運用方法を検討する必要性が確認されたことから、引き続き検討することとする。

以上のような主な中間報告を受けて、費用対効果評価専門部会においてさらに議論を進め、平成 28 年度における試行的導入に向けて、今後、年内を目途に議論を進めていくこととしている。

● 子ども医療制度の在り方：歯科医・竹内構成員「摂食嚥下・ネグレクト等の議論期待」

9月2日、第1回「子ども医療制度の在り方検討会」がグランドアーク半蔵門で開催された。今回は、子ども医療に関する現状について、各構成員から自由な意見を聞くことで現状認識を報告することになった。座長は遠藤久夫・学習院大学教授（元中医協委員長）、副座長に島崎謙治・政策研究大学院大学教授の下で始められた。

医師、歯科医師、看護師、行政、研究者などから発言があったが、歯科医師の竹内知恵・日本歯科医師会理事は、まず歯科医療を巡る環境が変化したことを指摘した上で、「かつては、むし歯、歯周病の治療が中心の歯科医療でしたが、近年は、小児歯科にも噛めない、つまり咬合に問題がある患者が増加しています。同時に、疾病の病名がつかないものもあり、その対応が今後の課題の一つになっている。また、摂食嚥下に問題を抱える児童・生徒、あるいは社会的にも問題になっているネグレクト（虐待）にも歯科的観点からの議論が必要となってきており、是非この検討会でも議論をしていただきたい」と主張した。

そのほか、釜薙（かまやち）敏・日本医師会常任理事は、「少子高齢化がクローズアップされ様々な議論がされているが、小児医療に特化した議論の場がなかったので、このような場を設けたことは大いに評価したい」とすると同時に、「小児医療は、ただ医療だけでなく育児体制等の社会的なサポートの議論も必要なので、広い視点からの議論を望みたい」とした。

一方で、小野崎耕平・日本医療政策機構理事からは、「最近の傾向ですが、患者負担の無料・軽減の競争化がありますが、慎重な議論が必要かと思います。小児に限りませんが、医療費の財源も重要なポイントもなっています」との指摘もあった。宮澤誠也・新潟県聖籠町保健福祉課長は、地域医療を担当する行政の立場から、「約 14,200 人が暮らしている町で、人口も年々増加する傾向にあります。町内外から“暮らしやすい聖籠町”“魅力ある聖籠町”として、大きな期待を寄せられています。“妊娠・出産”“子育て”を地域全体で支援するなど住民と一緒に頑張っています」と意見を述べていた。「小児医療という枠を、医療として妊娠・出産を含めるのか。そうであれば、育児や支援制度も議論の対象になるのではないか。この点を整理しておく必要があるのではない」と議論の前提を明確におくべきではないかとする意見もあった。

また、小黒正一・法政大学経済学部教授からは、次の資料配布をもって意見を提示した。「自己負担は、一律の引き下げはなく、低所得者や資産を有しない者など、真に支援が必要な者に限って負担割合を引き下げることが適当。国保の国庫負担の調整措置は、地方単独事業による自己負担の減免に伴い増加する医療費分については、その自治体で負担を賄うという考え方は適切なものとする」。この医療費問題では、山本圭子・栃木県保健福祉部保健医療監は、全国知事会からの要望事項を紹介。「平成 28 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望＝国の責任において全ての子どもの医療保険に伴う軽減する支援制度の創設。特に、国民健康保険制度に係る子どもの医療費軽減に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止及び子どもの保険料負担の軽減」を紹介した。

最後に改めて遠藤座長は「貴重な意見を聞かせていただきました。各員も互いに再度聞いてみたい話もあったと思います。どのような問題意識を持っているのか少しわかったかと思います。これを踏まえ

て次回の検討会につなげていきたい」とした。

【構成員】座長：遠藤久夫・学習院大学教授、副座長：島崎謙治・政策研究大学院大学教授、阿真京子・知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表、五十嵐隆・日本小児科学会会長（国立成育医療研究センター理事長）、小黒正一・法政大学経済学部教授、小野崎耕平・日本医療政策機構理事、釜沼（かまやち）敏・日本医師会常任理事、竹内知恵・日本歯科医師会理事、中板育美・日本看護協会常任理事、前田正子・甲南大学マネジメント創造学部教授、松田宣子・関西国際大学保健医療学部教授、宮崎望・三鷹市子ども政策部調整担当部長、宮澤誠也・新潟県聖籠町保健福祉課長、山本圭子・栃木県保健福祉部保健医療監、横田裕行・日本医科大学大学院教授。

● メディア懇談会：新役員紹介と2016年度東京都予算に対して歯科関連事業等を請願

東京歯科保険医協会（会長・松島良次）が主催するマスコミ懇談会が8月21日、開催された。松島執行部3期目が既にスタートしているが、改めて資料をもって役員を以下のように報告した。会長：松島良次（目黒区）、副会長：呉橋美紀（大田区）、坪田有史（文京区）、濱克弥（千代田区）、矢野正明（板橋区）、山本鐵雄（大田区）、理事：加藤開（豊島区）、川戸二三江（渋谷区）、篠原亨太郎（東村山）、高山史年（豊島区）、竹田正史（江東区）、中川勝洋（港区）、橋本健一（東村山市）、馬場安彦（世田谷区）、濱崎啓吾（練馬区）、半田紀穂子（台東区）、藤野健正（渋谷区）、本橋昌宏（荒川区）、森元主税（北区）、横山靖弘（港区）、監事：浅井武彦（新宿区）、西田紘一（八王子市）、顧問：山本道枝（大田区）、渡辺吉明（新宿区）、事務局長：深澤英一。

全国の保険医協会の中で、東京、京都、大阪、福岡には歯科協会として別組織が活動している。特に、東京は構成人数、地域的背景などその組織活動に大きな期待が寄せられている。世代交代の意味を含めスタートした松島執行部も3期目を迎えたが、最近では、大阪歯科保険医協会が、歯科と貧困についてのアンケート調査の実施など注目する活動をしている。当然ながら、東京歯科保険医協会にも改めて大きな期待がかかっている。

なお、同協会が、舛添要一・東京都知事へ2016年度東京都予算に関して、歯科医療等に係わる要望事項について請願したことを明らかにした。請願趣旨と内容の一部を以下に紹介する。

【請願趣旨】急速に増加する高齢者への対応として質の高い在宅歯科医療を効率よく提供できるよう対策を取ることは喫緊の課題です。しかし、「東京都計画」で在宅歯科医療の推進策として掲げられているのは、医療機器等の整備費に対する補助に止まっています。現場では、歯科診療に従事している歯科医療機関を後押しするような具体的な施策が必要です。また、子どものう蝕対策についても根本的解決が必要です。歯科保健の目標が示されていますが、乳幼児期・学齢期の取り組みとしてフッ化物塗布やフロス使用、口腔内をチェックする保護者の割合の増加等が示されています。足立区が指摘しているように、むし歯発生に係わる貧困対策への具体的な施策はないので、この分野に施策をすべきでないか。保険診療機関への指導問題も大きな課題。集団的個別指導は、高点数医療機関を対象にした指導方法です。レセプト1枚あたりの点数が高いと高点数となり指導対象になってしまうことから、訪問診療を敬遠する傾向にあり、今国会でも指摘されましたように、在宅歯科診療を推進する立場からも、このような高点数による指導は是正する必要があります。具体的要望として次の項目を挙げている。中でも重点項目は次の通り。

○「東京都計画」では、在宅歯科医療の推進が位置づけられているが、地域包括ケアシステム推進の立場で、都内全ての歯科医療機関が関われるよう拡充を行うこと。○今後、介護予防訪問介護・通所介護が市長村の地域支援事業へ移行してゆくが、自治体毎にサービスの差が出ないようまた、利用者が経

済的な理由でサービスの選択を抑制せざるを得ない状況を創らないよう手だてを講じること。○周術期口腔管理の推進のために、周術期口腔ケア体制基盤整備事業において、東京都の医療機関であればどの医療機関でも参加もしくは利用できるように基盤整備を行うこと。○実効性のある歯科衛生士の就業促進対策を行うこと。また、離職した歯科衛生士について、その実態を把握し、就業に結びつく仕組みの検討と懇切丁寧な支援を行なう。○高齢者の口腔状況の把握調査を行う。○「健康格差の縮小」のため、65歳以上の高齢者を対象した医療費助成制度を創設すること。○「難病」の対象疾患を拡大させること。○集団的個別指導は開催日を複数日設け、選択性にする。○個別指導の対象患者のリストの送付を、指導前日に行うことはやめること。○個別指導の対象患者リストの郵政にあたっては、医療指導監査業務実施要領に基づきファックスで行うこと。○高点数による集団的個別指導や、高点数を理由とした個別指導は廃止するよう国に意見書を出すこと。○個別指導は行政手続法に則り、被指導者からの求めがあった場合には、選択理由を開示すること。また、指導結果に従うかどうか任意性であることを明示すること。○新規指導実施に指導を行う臨時指導技官の指定にあたっては、保険制度を熟知し、高い歯科医療水準を習得している方を指定すること、○指導を中断した場合は、中断した時におおよその再開時期を保険医に伝えること。また、現在中断中となっている医療機関については、早期に指導時期を再開すること、○在宅療養患者の無料歯科検診の実施を整備すること。

● 個別指導「緊急」アンケート調査概要：「“録音使用は認可”多くは知らない」など

指導・監査を巡る健康保険法改正研究会が主催するシンポジウムが既報（1016号）の通り開催されたが、「保険医の行政指導を正す会」（大竹進会長）が実施した個別指導「緊急」アンケート調査結果の概要も報告された。現実的な意見の反映もあり興味深い内容であったので以下に紹介する。目的：昨年の「健康保険法等に基づく指導・監査制度の改善に関する意見書」発表を受け、現場においてこの提言に基づき運用改善が図られているかをこれまでの実態と併せ調査する、調査対象：“青森県保険医協会会員”及び“正す会”支援者、調査期間：2015年7月2日～16日、回収：青森県保険医協会会員（64/600）、正す会（31/152）。

△回答者の住所⇒青森県 54%、神奈川県 10%、北海道 8%（内訳：医科 53%、歯科 45%、病院 2%）。
△過去（概ね5年以内）に受けた指導⇒回答者 95名のうち、34名が指導を受け、個別指導：約半数が、新規・共同指導は同数。指導を受けた年度のうち、日弁連「意見書」が発表された2014年8月以降に指導を受けたと回答した人は3名であった。△選定理由を現場で確認したか⇒選定理由を確認したのは34中3名。確認しない理由は、「不利益を受けないか心配」「目をつけられるから」などが挙げられた。△指導対象とする診療録の事前指定について準備は十分か⇒回答者の7割超が、指導を受けるにあたっての準備が不十分と回答。個別指導の実施の通知は2週間前が現状だが、患者への休診、受診日の変更等の告知に時間を要する意見が多かった。△「指導」における弁護士帯同について⇒大半が弁護士帯同の経験はなく、帯同を検討するも実現しなかったとの回答が6名。実現しなかった理由に、「目をつけられそう」「歯科医師会が否定的なようで、ダメとは言わないと思うが穏便にという気持ちがあるようだ」などの意見があった。△指導時の録音について⇒弁護士帯同より実現のハードルが低いと思われたが、録音しなかった人は、全愛の8割だった。録音が運用上認められていることを知らなかったと回答する者も多く、更なる周知が必要とされる。△患者調査の是非について⇒「行すべきでない」する回答は6割。これまで、恣意的、誘導的な手法が問題になってきた患者調査だが、「悪質」な事例への対応として患者調査を肯定する意見も3割にのぼった。△指導・監査機関の分離及び苦情申立手続の確立について⇒日弁連が提言（指導と監査を行う機関を分離することなど検討

すべき)する内容に肯定的な意見が多かった。」指導・監査機関の分離に否定的な意見として「監査機関がより強権を発揮しそうに思う」などが見られた。

全体を通じて、基本的には、「個別指導」への対応には、「不利益を受けないか心配」「目をつけられるから」ということで、「指導官に不愉快な思いをさせてはいけない」という意識が働いているのは、まだまだ現場ではあるのが伺えた。また、一方で、情報を十分に入手していないも現実で、問題意識の広く共有するためにも、逐次情報を提供していくことが急務のようだ。

● 健康保険法改正研究会：保険医への指導監査対応に“日弁連の意見書”が有効

8月30日、指導・監査を巡る健康保険法改正研究会が主催するシンポジウムが都内で開催され、今までの活動を整理・報告して、今後に向けての議論を行なった。冒頭、井上清成・同研究会共同代表が挨拶し「本日は、報告事項が多くあり、私が話す時間がなくなりました。その分、講師の報告、訴訟当事者からの話をじっくり聞いて下さい」とした。続いて予定されていた大川豊・日本産婦人科協会会長の代理として平田二郎・同協会事務局長が「指導監査の問題は、制度上、医療上の問題として位置づけをしており、今後の動向を注目しているところ。産科補償制度の導入など現実的に対応を迫られてきますので、広く議論をしていきたい」と現状認識を述べた。

第一部では「日弁連意見書とその後の動向」をテーマに、石川善一・同研究会共同代表（弁護士）ほかが講演・報告した。特に石川共同代表は、今回のシンポジウムの背景を要旨をまとめたので以下に紹介する。まず、訴訟を経験した成田博之氏（歯科医師・青森県開業）ほか、指導・監査・取消等において人権等諸権利を侵害されたとして、日本弁護士連合会人権擁護委員会に救済申立をしたこと。この申立に対して日弁連が約4年をかけて作成した“日弁連意見書”が、2014年8月に発表されたことが大きなポイントとした。この事実を受けて、「この“意見書”は、指導・監査制度の現状、その問題点、改善・配慮及び検討を求める事項などについて日弁連の立場として明示している」とした上で、「個別具体的な紛争（訴訟事件）や人権救済申立事案を離れて、指導・監査制度一般について、日弁連が厚労省に照会するなどして調査した上で、厚労大臣・都道府県知事に対して、“保険医等の適正な手続き処遇を受ける権利”のみならず、“国民の適切な医療を受ける権利”の観点から違法に限らず問題点として指摘し制度の改善を求めている」と説明した。

さらに、“選定理由”、“指導対象とする診療録の事前指定”、“弁護士の指導への立会権”、“録音の権利性”、“患者調査に対処配慮”、“中断手続の適正な運用”、“指導と監査の機関の分離及び苦情申立手続の確立”など具体的なケースにも言及し、「現行の指導・監査の制度の在り方は、適正な手続き的処理を受ける権利（憲法13条）を侵害する危険を含むもので、改善すべき点があると判断した。その結果を発表したことは重要なことであり、私たちに大きなサポートになる」と述べ、一部限界がある点を指摘しつつ、今後の指導・監査・聴聞・訴訟での私たちの主張の根拠として引用できる重要なものとして改めて評価した。

また、自ら原告人として“保険医取消処分”国を相手に裁判を起こし、勝訴を得た溝部達子・事務局長（医師・山梨県開業）が「弁護士さん、同僚の医師・歯科医師の先生方、患者さんの協力支援でここまでできました。当初からすれば随分変わってきましたが、この指導監査の問題の解決にはまだまだ課題を抱えています。やはり、社会、国民、マスコミ訴えていくことが重要なのです。今後とも理解と協力を改めてお願いしたい」と新たな意欲を示した。

なお、副代表として前出の竹内弁護士以外に、大竹進・保険医への行政指導を正す会代表（医師）、石井みどり・参院議員（歯科医師・自民党）が就いているが当日は欠席した。

【指導・監査を巡る健康保険法改正研究会】国民には、憲法 25 条によって、健康で文化的な生活を営む生存権が基本的人権の一つとして保障されているが、大正 11 年制定の健康保険法及び同法実施のための省令は十分なものではなく、実際にも、指導大綱、監査要綱といった通達によって、医師の診療権が侵害されると同時に、国民の受療権も制約されている。とりわけ行政の広範な裁量の下で運用されている保険医等に対する指導、監査、行政処分は、萎縮医療の原因となっているばかりでなく、保険医と担当官の贈収賄、癒着や保険医の自死、PTSD などの制度（構造）的病理現象が頻発している。そこで、保険医（医師、歯科医師）の専門技術的裁量を尊重しその診療権を保障することで、国民（患者）の受療権を保障し、もって憲法の基本的人権尊重及び健康的生存権の理念を健康保険法に具体化するため、指導、監査、処分改善のため立ち上げたもの。保険医等に対する指導、監査、行政処分の改善のために、健康保険法改正に関し法原則として、（１）行政権限の制限（受療権、診療権の保障）、（２）医師の専門技術的裁量の尊重、（３）比例原則の確立、（４）適正手続きの保障を提言している。

発 行： NPO 法人歯科医療情報推進機構

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-26-6NREG 本郷三丁目ビル 6 階

TEL：03-5842-5540 FAX：03-5842-5541

発行人： 松本 満茂 奥村 勝